

議案第 8 号

市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部改正について

市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 6 月 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平
成 2 6 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活
を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 1 7
第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第 7 条第 2 項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービ
ス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第 3 項を同条第
4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あら

はじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入
院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診
療所に伝えるよう求めなければならない。

第 3 4 条第 9 号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本と
しつつ、」を加え、同条第 1 4 号の次に次の 1 号を加える。

(14)の 2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報
の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口^く腔^う
機
能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるも
のを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供
すること。

第 3 4 条第 2 0 号中「次号」の次に「及び第 2 1 号」を加え、同号の次に次
の 1 号を加える。

(20)の 2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成し
た際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければな
らないこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

国の「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の改正を踏まえ、ケアプランの作成に際し複数の事業者の紹介を求めることができることの説明を義務付けるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。